

○総務省令第四十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条及び第三十条第五項並びに第三十四条第六項の規定に基づき、電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十八日

総務大臣 川端 達夫

電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令

第一条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別損失の表前期損益修正損の項を削る。

別表第一特別利益の表前期損益修正益の項を削る。

別表第二様式第2 V中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式第2 VI中2を削り、3を2とし、4から6までを一ずつ繰り上げる。

別表第二様式第3の表中「~~経費~~」を「~~費用~~」に改める。

別表第二様式第3の記載上の注意2、4及び5中「前期末残高」を「当期末残高」に改める。

別表第二様式第3の記載上の注意中10を11とし、7から9までを一つずつ繰り下げ、6の次に次のように加える。

7 当期首残高は、遡及適用又は誤謬ごびめうの訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別表第二様式第4の表中16を20とし、3から15までを四ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 会計方針の変更に関する注記

4 表示方法の変更に関する注記

5 会計上の見積りの変更に関する注記

6 誤謬ごびめうの訂正に関する注記

別表第二様式第4の記載上の注意1(1)中「3、4及び6から14」を「5、7、8及び10から18」に改め

、同1(2)中「10及び14」を「5、14及び18」に改め、同1(3)中「10」を「14」に改め、同1(4)中「個別注記表1及び3から14」を「1、5及び7から18」に改める。

別表第二様式第4の記載上の注意4中「のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項であつて、」を「に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する」に改め、(6)を削る。

別表第二様式第4の記載上の注意19中「18」を「22」に改め、同19を同記載上の注意23とし、同記載上の注意中18を22とし、17を21とし、16を20とし、15を削り、14を18とし、5から13までを四ずつ繰り下げ、18の次に次のように加える。

19 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 1株当たりの純資産額
- (2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
- (3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨

別表第二様式第4の記載上の注意4の次に次のように加える。

5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該会計方針の変更の内容

(2) 当該会計方針の変更の理由

(3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつた会計上の見積り）（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づ

き、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。) を変更することをいう。以下同じ。) と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。)

ア 計算書類の主な項目に対する影響額

イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6 表示方法 (計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。) の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。) とする。

(1) 当該表示方法の変更の内容

(2) 当該表示方法の変更の理由

7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項

(重要性の乏しいものを除く。)とする。

(1) 当該会計上の見積りの変更の内容

(2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

(3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

8 誤謬<sup>ごびやう</sup>の訂正 (当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬<sup>ごびやう</sup> (意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。)を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。)に関する注記は、誤謬<sup>ごびやう</sup>の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

(1) 当該誤謬<sup>ごびやう</sup>の内容

(2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

別表第二様式第7の記載上の注記の中「保有する債券」の次に「(満期まで所有する意図をもって取得

したものに限る。)」を加える。

別表第二様式第9の記載上の注意11中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」とし、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」と改める。

別表第二様式第11の表中「前期末残高」を「期首残高」と改める。

別表第二様式第11の記載上の注意11中「前期末」を「期首」に改め、同記載上の注意2中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」とし、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」と改める。

第二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中14を18とし、3から13までを四ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りの変更に関する注記

## 6 誤謬<sup>ごていごう</sup>の訂正に関する注記

別表第一の記載上の注記1(1)中「及び3から12」を「5及び7から16」に改め、同1(2)中「9及び12」を「5、13及び16」に改め、同1(3)中「9」を「13」に改めぬ。

別表第一の記載上の注記4中「のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他継続会計財務諸表作成のための基本となる事項(以下「会計方針」という。)であって、」を「に当たって採用する会計処理の原則及び手続(以下「会計方針」という。)に関する」に改め、⑥を⑨に改めぬ。

別表第一の記載上の注記17中「16」を「20」に改め、同17を同記載上の注記21とし、同記載上の注記16を20とし、5から15までを④から⑧の次に次のように加える。

5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。

### (1) 当該会計方針の変更の内容



- (2) 当該会計方針の変更の理由
- (3) 遡及適用 (新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。) をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項 (当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更 (新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表の作成に当たつた会計上の見積り (接続会計財務諸表に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、接続会計財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。) を変更することをいう。以下同じ。) と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。)
- ア 接続会計財務諸表の主な項目に対する影響額
- イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

- ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある  
ある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 6 表示方法（接続会計財務諸表の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に  
関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に  
変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該表示方法の変更の内容
- (2) 当該表示方法の変更の理由
- 7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項  
（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
- (2) 当該会計上の見積りの変更の接続会計財務諸表の項目に対する影響額
- (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能  
性があるときは、当該影響に関する事項

8 誤謬<sup>ごびょう</sup>の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る接続会計財務諸表における誤謬<sup>ごびょう</sup>（意図的であるかどうかにかかわらず、接続会計財務諸表の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して接続会計財務諸表を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬<sup>ごびょう</sup>の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 当該誤謬<sup>ごびょう</sup>の内容

(2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に開始した事業年度に係る財務諸表及び接続会計財務諸表については、この省令の

施行後も、なお従前の例によることができる。